

平14.10.29
総 34 - 3

説 明 資 料

（法人税関係）

目

次

1. あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄)	1
2. 公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて	2
3. 「研究開発減税・投資減税の集中」に関する考え方(抄)	3
4. 同族会社の留保金課税制度の概要	4
5. 不良債権の直接償却と間接償却	5
6. 繰延税金資産について	6
7. 税効果会計に係る会計基準について	7
8. 欠損金の繰越し・繰戻し	8

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年6月
税制調査会

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(2) 今後の改革の方向

③ 経済社会の新しい動きへの対応

経済活動のグローバル化や金融の自由化等に伴い、様々な投資形態が出現するとともに、企業の事業形態や事業規模も多様化している。また少子・高齢化社会において、NPO法人等の行う民間非営利活動は、活力ある経済社会を構築していく上で、大きな役割を果たしていくことが期待される。

こうした経済社会の新しい動きに対応して、法人の性格も踏まえつつ、次のような諸課題に取り組むべきである。（補論参照）
イ. 適正な課税を確保しつつ円滑な企業活動に資する観点から、同族会社の留保金課税、パートナーシップ等の多様な事業体に対する課税について見直すこと。

ロ. これまで課題としてきた公益法人等の収益事業課税や公益法人等及び協同組合等に係る軽減税率などについては、公益法人改革の動向を踏まえつつ、NPO法人や中間法人等の新たな法人等に対する課税のあり方も含め、非営利法人課税全体のあり方の中で幅広く見直すこと。

ハ. 寄附金税制についても、諸外国の制度や民間非営利活動の実態を踏まえ、認定NPO法人制度等の各制度間の整合性を図りつつ、新たな公益活動の担い手としてのNPO法人等の円滑な活動に資するよう見直すこと。

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

〔平成 14 年 3 月 29 日〕
閣 議 決 定

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第 34 条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。

2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成 14 年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成 17 年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

「研究開発減税・投資減税の集中」に関する考え方（抄）

研究開発減税・投資減税の基本的枠組み（別紙）

平成 14 年 10 月 17 日
税制調査会会長談話

1. 研究開発税制

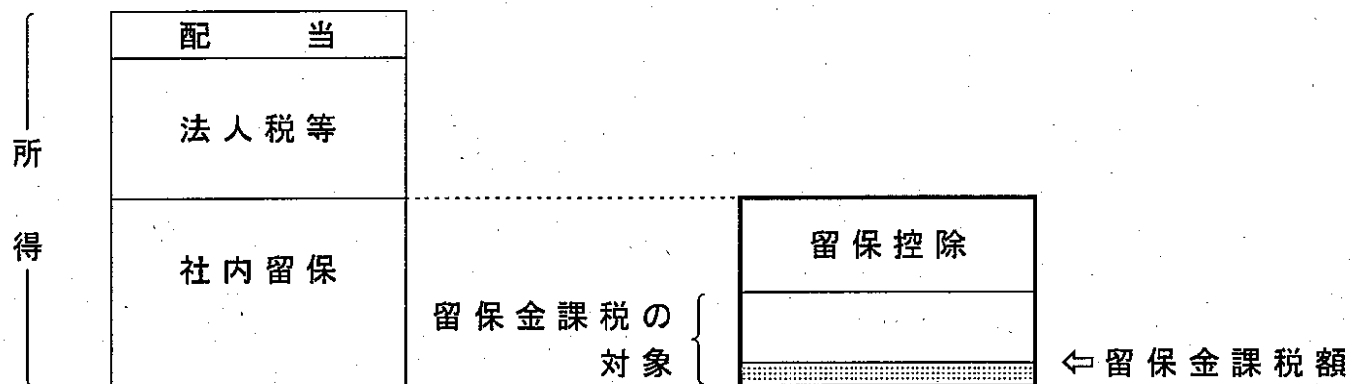
現下の状況を踏まえ、我が国においても、研究開発支出の「総額」の一定割合を税額控除する制度を新たに導入する必要がある。その際、以下の点を踏まえた制度設計を行うこととする。

- ① 研究開発支出を増加させるインセンティブを高める観点から、基本的に売上高に占める研究開発支出の比率が高いほど、税額控除率を高く設定する。
- ② 研究開発はあらゆる分野で行われるものであることから、支援対象を特定の業種に限定せず、海外への委託研究を含め研究開発全般に適用する。
- ③ 基礎的、創造的な研究活動を支援するとともに、大学・研究機関の専門知識の活用を促進する観点から、産学官連携の共同研究、委託研究に対し、高い税額控除率を設定する。また、経営基盤の弱い中小企業の研究開発活動を支援する観点から、同じように一定の配慮を行う。
- ④ 研究開発の促進は 21 世紀の我が国を支える産業・技術の創出につながることから、本制度の基幹的部分は期限を区切らない措置とする。ただし、集中的に政策効果を高める観点から、時限措置として上乗せする部分を設ける。

同族会社の留保金課税制度の概要

$$\text{留保金課税額} = [\text{所得} - (\text{配当} + \text{法人税等}) - \text{留保控除}] \times \text{税率}$$

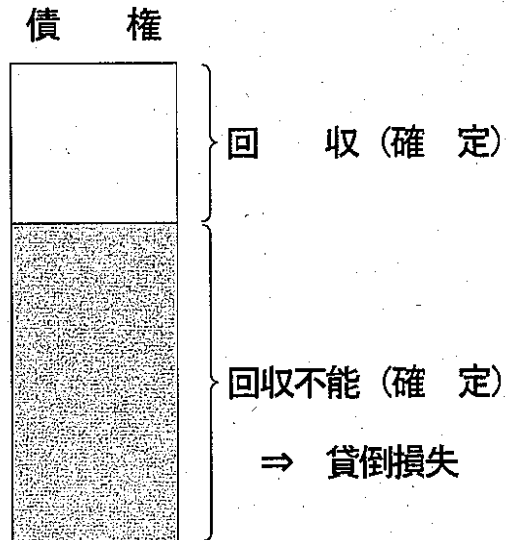
- (1) 留保控除額
- 所得基準額…所得等の金額 × 35%
 - 定額基準額…年 1,500万円
 - 積立金基準額…期末資本金の25%相当額 - 利益積立金
- } 最も多い金額
- (2) 税率
- 年 3,000万円以下の部分…10%
 - 年 1億円以下の部分…15%
 - 年 1億円超の部分…20%



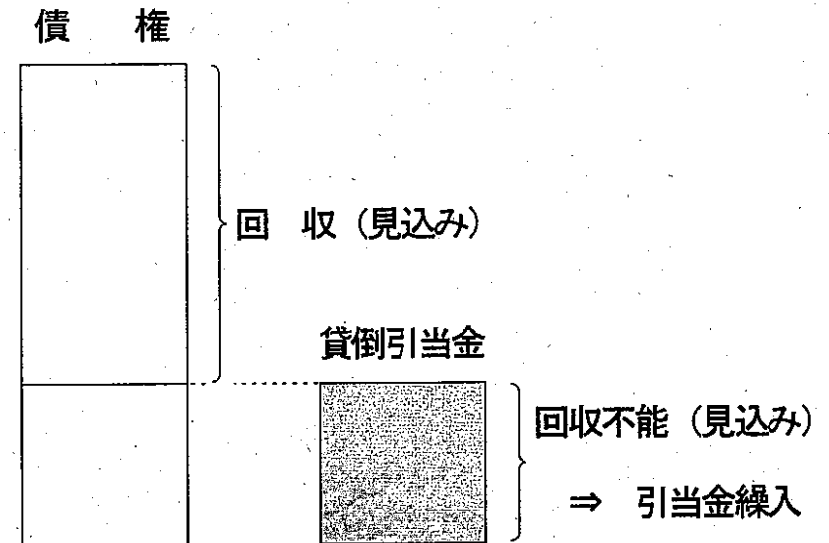
〔制度の趣旨〕 間接的に配当支出の誘因としての機能を果たしつつ、法人形態と個人形態による税負担の差を調整しようというものである。

不良債権の直接償却と間接償却

〈直接償却〉



〈間接償却〉



[損失確定の判定基準]

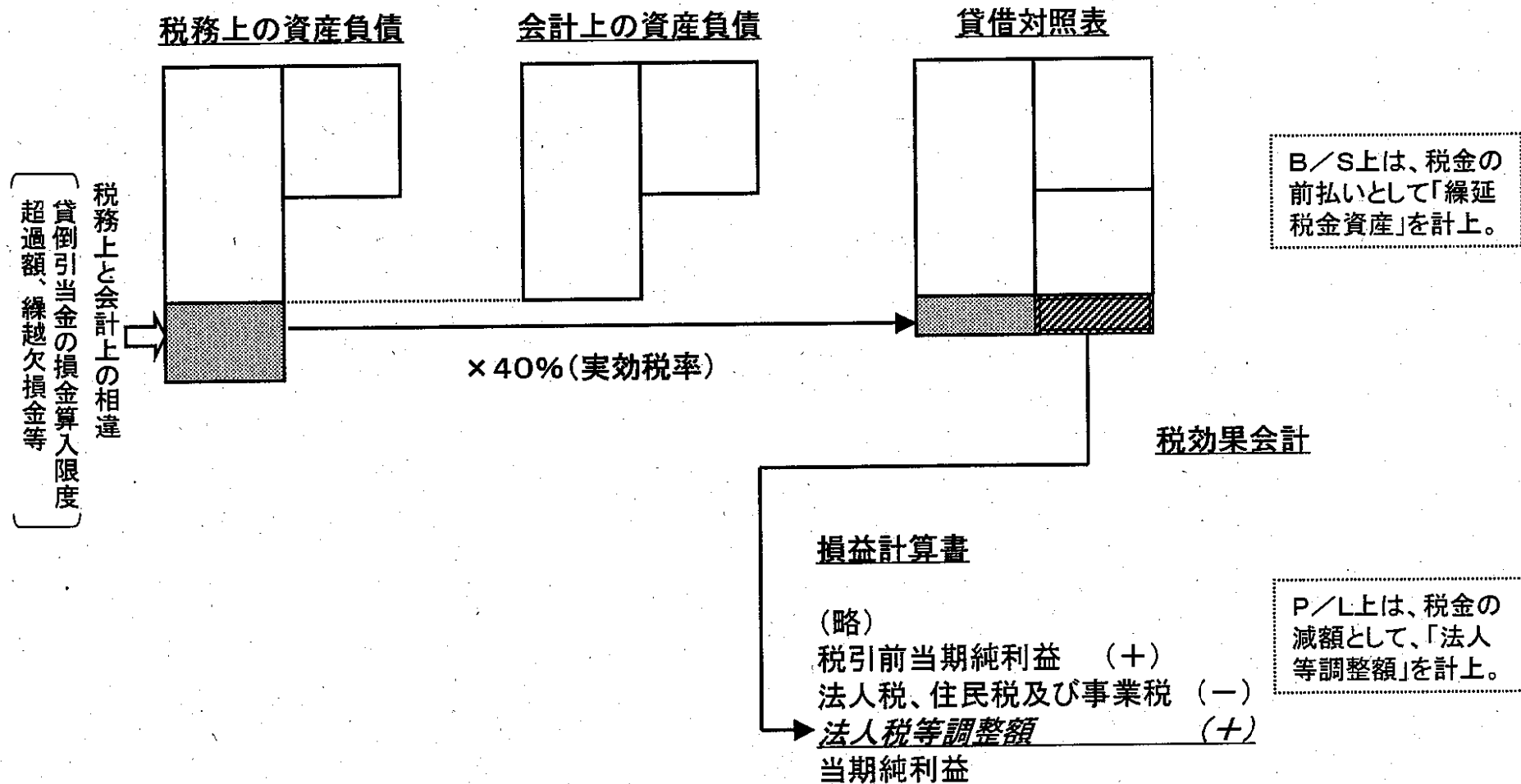
- 法律上の貸倒損失（基通9-6-1）
会社更生法、民事再生法等に基づく金銭債権の切捨て
- 事実上の貸倒損失（基通9-6-2）
債務者の資産状況、支払能力等からみて全額回収不能
- 形式上の貸倒損失（基通9-6-3）
売掛債権について取引停止又は最後の弁済から1年以上経過

（参考）関係会社の整理・支援（基通9-4-1, 9-4-2）
解散等に伴う損失負担等／合理的な再建計画に基づく債権放棄等

[損失見込の計算方法]

- 一部回収不能見込金銭債権 —— 個別評価
回収不能見込額
- その他の金銭債権 —— 一括評価
期末金銭債権 × 貸倒実績率

繰延税金資産について



税効果会計に係る会計基準について

○ 税効果会計の目的

企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関する金額を課税標準とする税金（法人税等）の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする。

（注）法人税等…法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税（所得を課税標準とするものに限る。）

○ 税効果会計の仕組み

- ・ 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額（一時差異）に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。

（注）一時差異には、一時差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を持つもの（将来減算一時差異）と、一時差異が解消するときにその期の課税所得を増額する効果を持つもの（将来加算一時差異）とがある。

- ① 将来減算一時差異等の例…貸倒引当金等の損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、繰越欠損金
- ② 将来加算一時差異の例…固定資産の圧縮積立額、租税特別措置法上の各種準備金

- ・ 貸借対照表上は、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上し、損益計算書上は、これらの差額を法人税等調整額として計上する。

○ 税効果会計の強制適用

証券取引法の規定による「財務諸表」及び「連結財務諸表」については、税効果会計を適用して作成しなければならないとされている。

○ 税効果会計の導入状況

12年度末現在 77,631社（平成12年度法人企業統計年報／財務省）

欠損金の繰越し・繰戻し

○ 欠損金の繰越し

1. 制度の概要

災害損失金及び青色申告法人の欠損金については、5年間の繰越しが認められる。

2. 繰越し期間の特例

産業活力再生特別措置法の事業再構築計画の認定事業者の同計画に基づく設備廃棄等による欠損金等、一定の場合には7年間の繰越しが認められる。

(参考) 帳簿書類の保存期間は5年又は7年、除斥期間は5年(不正の場合は7年)とされている。

○ 欠損金の繰戻しによる還付

1. 制度の概要

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し(還付)が認められる。

2. 繰戻し還付の不適用

平成4年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金については、赤字法人にも何らの負担を求めるべきとの指摘及び極めて厳しい財政状況を踏まえ、解散、営業の全部譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合や中小企業者の設立後5年以内の各事業年度の場合等を除いて、繰戻し還付制度は適用されない。